

広島県告示第四百七十号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第六条第一項の規定によつて、次の地域を農業振興地域に指定する。

その関係図面は、広島県農林水産部農水産振興局農業経営室及び広島県尾三地域事務所農林局に備え置いて、縦覧に供する。

平成十九年四月二十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

名 称	変 更 後 の 区 域
三原農業振興地域	<p>三原市のうち、別図で黄色に着色した部分（昭和五十七年広島県告示第千三百十八号、平成三年広島県告示第七十三号、平成四年広島県告示第九百五十二号及び平成十三年広島県告示第八百九十八号で定められた都市計画の市街化区域、平成二年広島県告示第二百二十六号で定められた都市計画の用途地域）、緑色に着色した部分（昭和五十七年広島県告示第千三百十八号及び平成十三年広島県告示第八百九十八号で定められた都市計画の市街化区域から市街化調整区域に変更された区域）、紫色に着色した部分（平成十一年農林水産省訓令第二号で定められた国有林の林班番号一〇〇一から一〇二九まで、一〇三一から一〇三二まで、一〇三五、一〇三六、一〇四〇、一〇四二から一〇五〇まで、一〇六二から一〇六四まで、二〇〇一から二〇〇五までの区域）、赤色に着色した部分（平成十五年広島県告示第千五百四十八号瀬戸内地域森林計画で定められた大和町の民有林の林班番号一、二、七から一〇まで、一二、一四、三九から四五まで、四八から五三まで、五九から六一まで、六四から六八まで、九一から九四まで、一〇九、一二四から一三八まで、一四〇、一四三から一五三まで、一五六から一六八までの区域）、青色に着色した部分（昭和四十年建設省告示第千七百三十二号、昭和四十年建設省告示第千六百十二号、昭和四十年建設省告示第千六百十三号で定められた港湾法に基づく臨港地区及び昭和四十年広島県告示第六百七十二号、昭和五十年広島県告示第八百八十八号、昭和五十五年広島県告示第五百三十一号、昭和五十五年広島県告示第五百三十二号、昭和五十五年広島県告示第千二十四号、平成五年広島県告示第千二百二号及び平成十六年広島県告示第四百十九号で定められた港湾法に基づく港湾隣接地域）、桃色に着色した部分（昭和二十五年厚生省告示第百四十五号で定められた瀬戸内海国立公園第二種特別地域、仏通寺御調人幡宮県立自然公園及び竹林寺用倉山県立自然公園〔ただし、大字上北方字用倉山一二五〇から一二五二まで、一二六〇、一二六二、一二六四、一二六六、一二六七、一二六九、一二七〇、一二七二から一二七六まで、一二七九、一二八二から一二八四まで、一二八六、一二八八から一二九〇まで、一二九二、一二九四、一二九七から一三〇二まで、一三〇六から一三〇八まで、一三一〇、一三一五、一三一九から一三二三まで、一三二五から一三二九まで、一三三三、一三三七、一三三八、一三四〇、一三四二、一三四三、一三四七から一三五二まで、一三五四、一三五五、一三五七、一三六一、一三六六、一三六九、一三七〇、一三七二、一三七三の各番地、大字上北方字用倉口七八六の三、七八六の四、七八六の六、七八六の八、七八六の一から一四まで、七八六の一六、七八六の一七、七八六の二二、七八六の二五、七八六の三一、七八六の三八の各番地、大字善入寺字平岩六四の三、六四の四、六四の六、六四の一二の各番地、大字善入寺字用倉山五九五、五九七、五九八、六〇〇、六〇四から六〇七まで、六一〇、六</p>

三三、六三四、六三七、六三九、六四〇から六四二まで、六四四、六四八の各地番は除く。」及び有竜島、宿弥島、鯨島に該当する土地の区域を除いた区域(別図略)